

注(1) 王邦選 上運天里之子親雲上。道光二十年の在船都通事。同二

十四年、朝京都通事として北京に赴くが、帰途二十六年に福建で病故(『家譜(二)』四五頁、魏学賢の譜参照)。

(2) 葛日茂 道光二十一年・二十四年進貢の使者。

(3) 毛鳳彩 田里親雲上。道光二十年の存留通事、三十年の在船通事、咸豊五年の在船都通事。

(4) 蔡能述 神山里之子親雲上。道光元年(一八二二)、勤学として福州に滞在していたが、琉球の漂着船の帰国に際し通事として乗船して帰国した(『世譜』二二八頁)。『宝案』では道光十年進貢の管船夥長、同二十年の在船通事、同二十七年接貢の都通事。

(5) 康興功 道光二十年の管船直庫。福建で病故。(二七二〇四) 参照。

(6) 阮士斌 道光二十年の管船夥長。福建で病故。(二七二〇四) 参照。

2-171-32

国王尚育の、進貢のため存留通事毛鳳彩等に付した執照

(道光二十)《一八四〇》、八、三)

琉球国中山王尚(育)、進貢の事の為にす。

照得するに、本爵は世々天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年に一貢して案に在り。欽んで上諭を奉ずるに、琉球は改めて四年に遣使、朝貢一次と為す、とあり。但だ忠誠安んじ難く、旧典に循依して、謹んで耳目官向国鼎・正議大夫林常裕・都通事梁

学孔等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に一百九十六員名を率領

し、海船二隻に坐駕し、煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・

煉熟白剛錫一千觔を將て均分して両船に装載す。一船、礼字第二

百七十五号は、硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔

を装運し、一船、礼字第二百七十六号は、硫黄六千三百觔・紅銅

一千五百觔・白剛錫五百觔を載運して、前みて福建等处承宣布政

使司に至りて投納し、起送して京に赴き聖禮を叩祝せしめんとす。

又、特に王舅向邦正・正議大夫鄭元偉・都通事魏学源等を遣わし、咨文を齎捧し、跟伴共に三十三員名を率領し、二号貢船に坐駕し、前みて福建に詣り、旧に仍り二年に一貢するを陳請せしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐れ、合行に照を給すべし。此れが為に王府、礼字第二百七十五号の半印勘合の執照一道を給発して存留通事毛鳳彩等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実^まに遇えば、即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

正使耳目官一員 向国鼎 人伴一十二名

副使正議大夫一員 林常裕 人伴一十二名

朝京都通事一員 梁学孔 人伴七名

在船都通事一員 王邦選 人伴四名